

65歳以上の一人暮らしの方
65歳以上の方のみの世帯の方へ

住宅用火災警報器の申請を

●22年4月1日から
都内のすべての住宅に
設置が義務付けられます

高齢者の方の火災被害を防ぐとともに火災予防の大切さを知っていただくため、65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯に、住宅用火災警報器(煙式)1個を、無料で設置します(すでに区から火災警報器の給付を受けていない方へ)

【問合せ】高齢者サービス課
ビス係(本庁舎2階) ☎(5273)4591へ。

災害時要援護者登録名簿に登録している方へ

家具転倒防止器具・住宅用火災警報器を無料で取り付けます

【対象】新たに災害時要援護者登録名簿に登録した方の世帯(すでにこの制度で取り付けた世帯は対象になりません)。対象の方には、順次、申請書等をお送りしていきます。まだ取り付けていない世帯で希望する方は、お問い合わせください。

【取り付ける器具】「家具転倒防止器具3点」または「家具転倒防止器具2点と火災警報器1点」
※高齢者サービス課の住宅用火災警報器の無料設置(右記参照)の対象となる方は、家具転倒防止器具3点の設置となります。

【費用】無料

【申込み】「家具転倒防止器具等取付申請書」に記入し、危機管理課へご返送ください。後日、区の委託業者が事前調査や取り付けに伺います(設置までに2か月程度かかる場合があります)。

※設置後の維持管理は、ご自身で行ってください。

※賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に家主・管理会社等の承諾を得てください。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592へ。

区議会に関するアンケート調査にご協力を

区民の皆さんの区議会への意識等を伺い、今後の議会改革の取り組み等に役立てます。ご協力をお願いします。調査結果の概要は、22年3月発行の「新宿区議会だより」でお知らせする予定です。

【調査期間】8月20日(木)～9月7日(月)

【調査方法】無作為に抽出した20歳以上の方の自宅に、調査票をお送りします。無記名で回答し、同封の返信用封筒で返送してください。

【問合せ】議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎(5273)3534へ。

特別区民税・都民税(住民税)

◆普通徴収の方の第2期分
納期限は8月31日(月)

納期限を過ぎると、延滞金が増える場合があります。忘れずに納めてください。

◆納税でお困りのときは相談を
所得の著しい減少等で、納税が困難と認められる場合には、申請により納める時期を遅らせたり、納める税額を分割することができま

◆滞納している方は相談を
常時、相談を受け付けています。事情により区税を滞納している方は、ご連絡ください。

◆納付場所
銀行等の金融機関(納期限後1か月以内まで取り扱い)、東京都・関東各県・山梨県の郵便局、コンビニエンスストア(納付書裏面に記載。ただし、1枚で30万円を超えるときはコンビニは利用できません)、区税務課、特別出張所

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

◆納税で困りごとのときは相談を
所得の著しい減少等で、納税が困難と認められる場合には、申請により納める時期を遅らせたり、納める税額を分割することができま

◆滞納している方は相談を
常時、相談を受け付けています。事情により区税を滞納している方は、ご連絡ください。

【問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4508・4509・4538へ。

10月から
公的年金からの
住民税の引き落としが
始まります

対象の方には、「税額決定・納税通知書」で引き落とし金額・納入月等をお知らせしています。所得や所得控除等が増減し、税額が変更となった場合には、年金から引き落とすことができなくなるため、税務課から改めてお送りする納付書でお支払いください。

口座振替で納めている方は、6月・8月は従来どおり口座からの振り替えになりますが、10月以降は、年金からの引き落としになります(手続きは不要です)。

【問合せ】税務課納税係第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

65歳以上の方へ 介護保険料の納め忘れにご注意を

◆介護サービスの給付制限
◎1年以上滞納している場合
料金が、いったん全額自己負担となります。その後、申請により9割を払い戻します(償還払い)。

◆介護保険料の納付相談
災害等で財産に著しい損害を受けたときや、事業の廃止・失業等で、世帯の収入が大きく減少したときは、事由発生から6か月以内に申請すると、保険料が減額または免除になる場合があります。保険料のお支払いが難しいときは未納のままにせず、介護保険課資格係にご相談ください。

◆介護保険料納付相談員が未納世帯を訪問しています
介護保険料のお支払いが遅れている方には、納付相談員が伺い、未納分を徴収していただきます。納付相談員は、平日のほか土・日曜日にもお伺いしています。納付相談員は、区非常勤職員(身分証明書)を携帯しています。不審に思われる場合は、介護保険課資格係へご連絡ください。

◆介護サービスの給付制限
◎1年以上滞納している場合
料金が、いったん全額自己負担となります。その後、申請により9割を払い戻します(償還払い)。

◆介護保険料の納付相談
災害等で財産に著しい損害を受けたときや、事業の廃止・失業等で、世帯の収入が大きく減少したときは、事由発生から6か月以内に申請すると、保険料が減額または免除になる場合があります。保険料のお支払いが難しいときは未納のままにせず、介護保険課資格係にご相談ください。

◆介護サービスの給付制限
◎1年以上滞納している場合
料金が、いったん全額自己負担となります。その後、申請により9割を払い戻します(償還払い)。

20年度区環境改善結果 ISO14001を 推進しています

区では、一事業者として率先して環境改善に取り組むため、ISO14001の認証を取得し、電気・ガス・水などの使用量の削減を進め、環境に有益な活動を心掛けています。

今回は、20年度の取り組みの概要をお知らせします。

●良好な環境の創出を
目指す活動

施設改修に伴う新たな緑地の創出、雨水の有効利用、学校での環境教育などを推進しています。

●グリーン購入の推進、ごみの資源化促進、▼雨水利用の促進、▼施設の緑化推進、▼環境教育の推進

●職員の取り組み

一人一人が3か月ごとに、節電・ごみの分別・資料の簡素化など自分の行動をチェックし、省エネルギー！省資源に努めています。

【問合せ】環境対策課環境計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3763へ。

●ISO14001の目標達成状況(左表1・2)

20年度は「17年度の実績から0.8%削減する」ことを目標としました。ガス・水の使用量とごみ排出量は目標を達成しましたが、その他は目標の達成には至りませんでした。

電気・用紙類の使用量の増は、区民施設の開館時間

(表1) ISO14001の推進結果(学校を除くすべての区施設)

項目	17年度実績(基準年度)	20年度実績(増減率)
電気使用量(kWh)	22,541,895	22,461,269 (0.4%減)
ガス使用量(m³)	2,081,049	1,869,349 (10.2%減)
水使用量(m³)	469,926	376,920 (19.8%減)
ガソリン使用量(l)	41,798	48,629 (16.3%増)
用紙類使用量(枚)	59,211,114	60,522,533 (2.2%増)
ごみ排出量(kg)	529,812	429,466 (19.0%減)

(表2) ISO14001の推進結果(学校)

項目	17年度実績(基準年度)	20年度実績(増減率)
電気使用量(kWh)	6,552,466	6,701,188 (2.3%増)
ガス使用量(m³)	922,890	880,621 (4.6%減)
水使用量(m³)	274,262	249,044 (9.2%減)
用紙類使用量(枚)	16,051,745	17,590,471 (9.6%増)
ごみ排出量(kg)	314,320	319,020 (1.5%増)